

流山市農業委員会
平成22年第5回
総会議事録

平成22年5月24日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成22年5回総会議事録

1 期 日 平成22年5月24日(月)

2 場 所 流山市役所301会議室

3 議長名 高市 正義

4 出席委員(15名)

1番	水野 敬久	2番	藤井 俊行
3番	坂巻 忠志	4番	中村 敏則
5番	大作 榮	6番	根本 隆
7番	小林 常男	8番	須郷 英夫
10番	渋谷 辰夫	11番	戸部 源房
12番	秋間 高義	13番	石井 勇
14番	大塚 侃	15番	吉田 松衛
16番	高市 正義		

5 欠席委員(1名)

9番 水代 啓司

6 書記名 副主査 岡田 敏夫

7 事務局 事務局長 池田 孝
事務局次長 吉田 勝実
事務局次長補佐 山口 憲彦

8 会議目次

(1) 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)	2
(2) 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)	4
(3) 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	6
(4) 議案第22号 農用地利用集積計画の決定について	10
(5) 議案第23号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	14
(6) 議案第24号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	16

(7) 議案第 2 5 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更 について.....	1 7
(8) 報告第 1 4 号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について	2 1
(9) 報告第 1 5 号 専決処理の報告について.....	2 1
(1 0) 報告第 1 6 号 総合農政検討委員会の報告について.....	2 2

開会 午後3時4分

高市議長 ただいまから平成22年第5回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ、出席委員は16名中15名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、9番、水代委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

3番、坂巻委員、4番、中村委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名をいたします。

本日の会議の書記として岡田副主査を任命いたします。

次に本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

吉田次長。

吉田次長 それでは、お手元に配布させていただいております議案書の中の会議目次を御覧いただきたいと存じます。本日御審議いただく案件といたしましては、議案第19号の「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第25号の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」までの7議案について御審議をいただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第14号の「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第16号の「総合農政検討委員会の報告について」までの3項目について御報告させていただきたいと存じます。

なお、議案第25号及び報告第16号につきましては、委員の皆様へ送付させていただきました本日の総会開催通知の中には入っておりませんでした。市の基本構想の変更手続きを所定の期間内までに行わなければならないことから、本日の議題とさせていただきましたので、御了承いただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

高市議長 それでは、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」(市許可)を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。

吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページでございます。

議案第19号

農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成22年5月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

はじめに1番でございますが、申請地は流山市西深井の田、1筆、1,084㎡でございます。

権利者は市内で農業等を営んでおりまして、経営規模の拡大を図るため、農地を購入しようとするものでございます。議案案内図は1ページでございます。

次に2番でございますが、申請地は流山市深井新田の田、1筆、866㎡でございます。

権利者は1番と同様でございますが、申請事由といたしましては、経営規模の拡大を図るため、農地を購入しようとするものでございます。議案案内図は同じく1ページでございます。

次に、議案書の2ページをお開きください。

3番でございますが、申請地は流山市西深井の畑、2筆、561㎡でございます。

権利者は市内で農業等を営んでおりまして、経営規模の拡大を図るため、農地を購入しようとするものでございます。議案案内図は2ページでございます。

以上でございます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。

渋谷委員長。

渋谷委員長 議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は市扱いの3件であります。

本案につきましては、現地調査と関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

最初に1番でございますが、申請地は西深井にある流山工業団地の北西、約

800メートルに位置している水田で、現況は田植えが終わった状況でございました。

今回取得される田は、水稻を作付けするものでございます。

次に、申請理由については、経営規模の拡大を図るためでございました。

次に、申請者の営農状況であります。権利者の耕作面積は約1.3ヘクタールで、農業は権利者を含め4人で従事しております。

また、耕作については、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでありました。

次に2番であります。申請地は西深井にある流山工業団地の北西、約800メートルに位置している水田で、現況は田植えが終わった状況でございました。

今回取得される田は、水稻を作付けするものでございます。

次に3番でございます。申請地は江陽台病院の東、約200メートルに位置している畑で、現況は耕起された状況でございました。

今回取得される畑は、ベニカナメ、シャラの木等の苗木を植栽するものでございます。

次に、申請理由については、経営規模の拡大を図るためでございました。

次に、申請者の営農状況であります。権利者の耕作面積は約0.7ヘクタールで、農業は権利者を含め3人で従事しております。

また、耕作については、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでありました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、農地法第3条第2項の各号に該当しないことから全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方いらっしゃいますか。

2番（藤井委員）1番と2番なんですが、売買時期はいつなんでしょうか。田植えが終わっているということは、田植えが終わっている田んぼを購入したということなんでしょうか。田植え前に売買が終わっていて、購入してから田植えをしたんでしょうか。

山口次長補佐 これにつきましては小委員会の際にヒアリングを行いました。申請者の方からですね、耕作、作付け及び刈り入れは全部自分がいたしますという回答がございましたので、作付けは今回の権利者が行ったものということになります。

2番（藤井委員）じゃあ農業委員会で許可する前に作付けは終わっているということですか、権利は移っているということですか。

池田局長 権利につきましては、ここで農業委員会の許可を得てから移動するわけですが、作付けの時期もありますので、作付けは権利者が行っているということです。

高市議長 ほかにございますか。

7番（小林委員）売買価格は、ちなみにどのくらいですか。

山口次長補佐 まず1番でございますが、売買価格は500万円になります。坪に直しますと、一坪当たり1万5千円になります。

2番につきましては、売買価格は600万円、1坪当たり2万3千円になります。

次に3番の畑につきましては、2筆で売買価格は676万円、1坪当たり3万9千円です。

以上です。

高市議長 ほかにございますか。

3番（坂巻委員）3番目の案件ですが、案内図の東側にある2筆は申請地と分かるんですが、その左側に接しているところは別案件ですか。

吉田次長 そのとおりでございますが、一番左の囲まれた部分につきましては、この後にあります議案第23号の1番で御審議いただくものでございます。

高市議長 ほかにございますか。

（なしの声あり）

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって議案第19号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第20号「農地法第4条の規定による許可申請について」（恒久転用）を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長。

吉田次長 議案書3ページでございます。

議案第20号

農地法第4条の規定による許可申請について（恒久転用）
農地法第4条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成22年5月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の4条許可申請は、恒久転用によるものが1件でございます。

権利者は、流山市内にお住まいで、職業は会社員でございます。

申請地は流山市桐ヶ谷の畑、1筆、349㎡でございます。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い区域内にある農地であることから第2種農地と判断いたしました。

転用目的につきましては、専用住宅用地とするものでございます。議案案内図は3ページと4ページでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。

渋谷委員長。

渋谷委員長 議案第20号「農地法第4条の規定による許可申請について」御報告いたします。

はじめに転用理由であります。この土地は申請者が相続により所有している土地でありまして、ここに本人が住む住宅を建築したいというものであります。

申請に至った経緯や農地転用に伴う被害の防除対策、更に資金計画などについても関係者からヒアリングを行っております。

まず、申請の経緯であります。申請者は、現在父親、祖母、兄の4人で生活しておりますが、近じか結婚をし、家族が増えることから住宅が必要となったとのことでございます。

しかし、市街化区域内に土地がないことから今回の申請に至ったとのことございました。

次に、被害防除対策でございますが、住宅の建築にあたっては、土の流失など周囲に影響を及ぼさないよう縁石を布設するなど配慮し、隣接する関係者への説明も行っておりました。また、雨水、排水の処理については、敷地内に浸透枘や合併浄化槽を設置し、蒸発拡散装置にて浸透処理をするということございました。

次に、資金計画につきましては、整地、建設費等で約2,500万円でありまして、全額借入金で賄うとのことございました。

借入につきましては、融資会社からの審査結果仮承認が添付されておしま

した。

最後に、他法令につきましては、都市計画法の開発行為が該当し、現在申請中とのことでありました。

以上、関係者からのヒアリングや現地調査、また、これらのことをもとに、農地法第4条の農地転用許可基準となっている、農地の場所的判断をする「立地基準」や転用目的実現の确实性、周辺農地への被害防除、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また申請面積は妥当かなどの「転用目的別の基準」などから審査を行ったところ、本案につきましては、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって議案第20号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」(恒久転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長。

吉田次長 議案書4ページでございます。

議案第21号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成22年5月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の5条許可申請は、恒久転用によるものが1件でございます。

権利者は、流山市で一般廃棄物運搬業を営んでいる法人でございます。

申請地は流山市西深井の畑、1筆、336㎡でございます。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生

産性の低い区域内にある農地であることから第2種農地と判断いたしました。

転用目的につきましては、資材置場用地とするものでございまして、ここには各事業所から出た一般廃棄物を収集するためのコンテナ置場として使用していきたいということでございます。議案案内図は5ページと6ページでございまして。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。

渋谷委員長。

渋谷委員長 議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

本案については、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

申請者は、流山市西初石三丁目で一般廃棄物、産業廃棄物の収集、運搬、処分等の業務を昭和57年から営んでいる会社でございます。

従業員は約15名で、保有車両は24台でございます。

移転の理由は、売買でございます。

移転目的は、平成15年4月に、つくばエクスプレス開業に伴う区画整理事業により、西初石の事業所駐車場の一部を西深井に移転し、事業を展開していましたが、今回は西初石の資材置場が手狭となり、作業効率が悪くなったことから資材置場を拡張しようとするものでございます。

次に、資材置場の整備計画についてでございますが、申請地が既存駐車場等に囲まれていることから、申請地に接する既存フェンスを撤去し、道路に接する箇所については、鋼板を新設することでありました。

また、資材を収容するコンテナの設置場所は、アスファルト舗装を行うとのことでした。

周辺への被害防除対策として、雨水の排水は、駐車場内に敷設されているU字溝から道路の排水管に接続するとともに周囲への土砂等の流失について防止を図るものでございました。

周囲の塀の設置については、道路に接する箇所については高さ約3メートルの鋼板を設置する予定でありましたが、安全対策として、金網等を使用し、資材置場の中が見えるよう対応していただくよう要望をいたしました。塀の高さについては、紙などの回収資材の飛散防止のため約3メートルとし、周辺の方から同意を得て設置したとのことでした。車両の出入りは既存の箇所を使用するとのことでした。

また、車両の出入りの際、入口付近にセンサーを設置し、音声による歩行者等への注意を促し、安全対策に取り組んでおりました。

資金計画については、用地取得費及び工事費が約1,300万円ですが、全額借入で対応するものでございました。金融機関からの融資見込証明書が添付されております。

以上、関係者からのヒアリングや現地調査、また、これらのことをもとに、農地法第5条の許可基準となっている、「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」また、申請面積は妥当かなどの「転用目的別の基準」などから審査を行ったところ、本案につきましては、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

12番(秋間委員)車の搬入の時間帯とか台数なんかはどういうふうになっているのでしょうか。

吉田次長 搬入の頻度についてということでございますが、多くて1日3台ということでございます。そんなに出入りの頻度としては多くはないということでした。

12番(秋間委員)1日3台ということですので、安全対策としては先ほど入口に音声センサーを設置されるということなんですけれども、1日3台ですから子供たちの通学の時間帯に重なるということがないのかその辺の確認と、音声センサーというのはどういう形で作動するものなのか教えていただければと思います。

吉田次長 そんなに出入りすることは多くないということで、1日多くても3台程度ということでございまして、通学の時間帯についても当然交通安全の配慮をいたしまして、音声センサーの設置もしてございますので、十分配慮して事故の無いようにするものと思っております。

それからセンサーの仕組みといいますか内容ですが、出入り口のところですですね、人とか車が通りますと、それを電波が感知してですね、自動音声で車が通りますというふうな音声で、スピーカーで知らせるという装置でございます。

2番(藤井委員)説明であったのかも知れないんですが、これは産業廃棄物の処理なのか一般廃棄物なのか、臭気が出るものをここで処理するのか、雨水とか泥が流れ出る防止策等については行われているということだったんですが、臭気については説明がなかったようなんですが、臭気が出るようなものなのか、どういうものがここでどういう状況で処分されるのか、ここにス

トックしてそれを纏めてどこかに運んで持っていくのか、その辺分かれば教えてください。

山口次長補佐 こちらの方は一時ストックという形になるんですけども、産業廃棄物については事業所から出るものについては事業所に回収に行き、そのまま処分場に持って行ってしまうと、ここに戻ってくるときにはカラになって戻ってきますよ、という状況でございました。ということはこちらでは一時ストックはあまりしないということですので、匂いは出ないのかなど、現場確認に行ったところ、臭気の出るようなものは一切扱っておりませんでした。

2番（藤井委員）パッカー車が止まるスペースというのは。

山口次長補佐 トラックの後ろに荷台が付いているものですね、それと後コンテナ、車で牽引したり持ち上げて載せるところ、そういうコンテナをすべて事業所、また、造成しているような工事現場の方に置かせていただいて、その入れ替えという形になるということでございます。

2番（藤井委員）分かりました。

11番（戸部委員）3メートルの鋼板という説明をされたんですけど、3メートルの鋼板というのはどういう理由でやられたのか。理由があると思うんです。通常は3メートルの鋼板というのはだめだよな。

山口次長補佐 鋼板の高さなんですけれども、先ほども委員長の報告の中にも入れさせてもらいましたが、本来なら3メートルの高さはいらないと思いますが、当時設置したときに細かい紙類が風に乗って飛んでしまう、そうすると低いとどうしても隣接地にゴミが飛んで行ってしまっても大変だということで、隣接地の所有者と協議した結果、3メートルの高さであればゴミが飛散しないと、飛び散らないということで、外に出ないということでこの高さにしたというお話しでございました。

11番（戸部委員）先ほど金網を設置すると、なかなか見えないと何やっているかということでね、非常に問題がある。それで金網を設置するという事なんですけれども、どういう具合で設置していくのか。金網のスパン。

山口次長補佐 道路に面している金網については、要望してあります。全面的に金網というわけにはまいりませんが、ヒアリングの際にお聞きしたところですが、10メートルで1枚なのか5メートルで1枚なのか結論は出ておりませんでしたので、指導する中で、また許可する中で協議していきたいと思っています。

11番（戸部委員）指導する中でね、あまり広げちゃうと中が見えない。外から中が見えるという形で指導していただきたい。

高市議長 要望ですね。

11番（戸部委員）要望です。

13番（石井委員）先ほど近隣の了解を得てということだったんですが、後ろに畑があるもんですから、3メートルの塀というところかなりの部分が影になると思うんですね。日照権の問題とかその辺はどうなっていますか。

吉田次長 北側の地主さんとの関係でございますが、現在3メートルの塀ができております。会社によりますと当初は地主さんからフェンスを設置してほしいとお話だったそうでございますが、ところが先ほどもありましたように紙とか軽いものについては風が出たときに周りに飛び散ってしまって、迷惑をかける恐れがあるということで、もう少し高くした方が被害の防止になるのではないかとということで、北側の地主さんとも塀を作る時にお話をして、その方の同意を得て現在の高さで設置をしたということでございます。

13番（石井委員）同意を得たんですね。

吉田次長 はい。そういうことでございました。

高市議長 ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって議案第21号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第22号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

吉田次長。

吉田次長 議案書の5ページでございます。

議案第22号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成22年5月24日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

はじめに、新規によるものでございます。

まず、1番でございますが、流山市南の畑、1筆、588㎡でございます。

議案案内図は7ページでございます。

次に、2番でございますが、流山市小屋の田、1筆、1,031㎡でございます。議案案内図は8ページでございます。

次に、議案書の6ページをお開きください。

3番でございますが、流山市西深井の田、1筆、1,004㎡でございます。議案案内図は9ページでございます。

次に4番でございますが、流山市西深井の田、1筆、1,021㎡でございます。議案案内図は同じく9ページでございます。

次に5番でございますが、流山市西深井の田、2筆、2,035㎡でございます。議案案内図は同じく9ページでございます。

次に6番でございますが、流山市平方の田、2筆、2,364㎡でございます。議案案内図は10ページでございます。

次に、議案書の7ページでございます。

7番でございますが、流山市西深井の田、2筆、666㎡でございます。議案案内図は11ページでございます。

次に、議案書の8ページをお開きください。

更新によるものでございまして、

8番でございますが、流山市野々下二丁目の畑、1筆、1,066㎡でございます。議案案内図は12ページでございます。

次に、9番でございますが、流山市野々下二丁目の畑、1筆、1,625㎡でございます。議案案内図は同じく12ページでございます。

次に、10番でございますが、流山市古間木の田、1筆、721㎡でございます。議案案内図は13ページでございます。

以上でございます。

引き続き、新規の掘り起こし並びに更新にご尽力をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。

渋谷委員長。

渋谷委員長 議案第22号「農地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規によるものが7件、更新によるものが3件でありました。

最初に1番がありますが、権利者は次の2番までは同じ方でありますので一括して御報告させていただきます。

権利者の職業については農業で年齢は40歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約0.5ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め

4名であります。

次に、現地の状況ですが、1番の畑は耕起が行われた状況でありました。また、2番の田については、田植えが終わった状態であり、適正に管理が行われております。

利用権設定期間については、1番の畑については3年、2番の田については1年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

次に、3番であります。権利者は次の4番から7番まで同じ方でありますので一括して御報告させていただきます。

はじめに、権利者の職業については農業で年齢は68歳でありました。また営農状況については、耕作面積が約2ヘクタールで農業従事者は権利者を含め3名でございます。

次に現地の状況ですが、3番から7番の対象農地は水田のため田植えが終わった状況でございました。

利用権設定期間については、3番から6番までは3年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。7番については10年間の利用権を新たに設定しようとするものでございます。

次に、更新分であります。8番、9番の権利者の職業は農業で年齢は32歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約8.5ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め5名でございます。

次に、現地の状況ですが対象農地は畑でねぎが作付けされておりました。本件については、今年で貸借期間が満了となるため、引き続き3年間の貸借を継続するため更新をしようとするものであります。

次に、10番であります。権利者の職業は農業で年齢は84歳であります。

次に現地の状況でございますが、対象農地は水田のため、田植えが終わった状況でございました。

本件については、今年で貸借期間が満了となるため、引き続き3年間の貸借を継続するため更新をしようとするものでございました。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 ありがとうございます。

なお、本案のうち3番から7番については、石井委員に係る案件であ

りますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、石井委員に退席を願い、先に審議いたします。

石井委員の退席を求めます。

(石井委員退席)

高市議長 これより、本案のうち3番から7番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第22号のうち3番から7番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第22号のうち3番から7番については、原案のとおり決定いたしました。

石井委員の除斥を解きます。

(石井委員入室)

高市議長 次に、本案のうち1番、2番及び8番から10番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

13番(石井委員)この利用集積に関してですが、農業新聞などによると納税猶予を受けている農地でも株式会社など法人でも借りられるようになったということを見たんですが、だめだということも聞いたので、その内容をお聞きしたいと思います。

吉田次長 納税猶予を受けている農地について、貸し借りできるのか、できないのか、という御質問だと思いますが、従来は税猶予を受けている農地は税猶予を受けている本人が耕作しなければならなかったんですが、農地法等の改正がありまして、改正後は利用集積を利用しての貸し借りをした場合には本人が耕作しているものと同じに見なすということで、納税猶予の打ち切りにはならなくなりました。

しかしですね、条件がございまして、例えば市街化調整区域の農地については20年間の営農で納税が免除されるわけですが、貸し借りをを行いますと20年ではなくて、終生、その方が亡くなるまで耕作を続ける必要が条件となりました。

それからもう一つの条件といたしまして、例えば10筆について納税猶予を受けていて、そのうちの1筆を何方かに利用集積を利用して貸すことになった場合はこれはこれで結構なんですけれども、その際には20年から終生

営農に期間が延長されます。それから残りの9筆についても、貸付しない農地につきましても終生営農という条件が付された訳でございます。

その辺を御注意いただきまして御検討いただきたいと思えます。

13番(石井委員)はい、よく分かりました。農家の方もよく知らないと思えますので、農業新聞やテレビなどでも今まで納税猶予を受けていた農地でも株式会社が借りられるようになったという、ただそれだけしか説明していないので。

そうすると荒廃地になりますね。誰も作る人がいないと。その辺矛盾しているように思いますが。

吉田次長 耕作をするという条件の下に納税猶予を受けている訳でございますので、納税猶予を受けている方は耕作をするということが大前提でございますので、耕作しませんと納税猶予が打ち切られる恐れがありますので、お互い耕作放棄地解消に努力してまいりたいと思えます。

13番(石井委員)結局は委託事業という感じになる恐れがある。金を払ってやってもらうという。

高市議長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第22号のうち1番、2番及び8番から10番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第22号のうち1番、2番及び8番から10番については、原案のとおり決定いたしました。

高市議長 次に、議案第23号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長。

吉田次長 議案書10ページでございます。

議案第23号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成22年5月24日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

はじめに、1番でございますが、申請地は流山市西深井の登記簿地目が畑、

現況地目は宅地、1筆、197㎡でございます。

今回、土地の地目変更登記申請をするため、証明願いがあったものでございます。議案案内図は2ページでございます。

次に、2番でございますが、申請地は流山市駒木台の登記簿地目が畑、現況地目は宅地、1筆、51㎡でございます。本件につきましても、1番と同様に、今回、土地の地目変更登記申請をするため、証明願いがあったものでございます。議案案内図は14ページでございます。

次に、議案書の11ページでございます。

3番でございますが、申請地は流山市上新宿の登記簿地目が畑、現況地目は宅地、1筆、339㎡でございます。本件につきましても、土地の地目変更登記申請をするため、証明願いがあったものでございます。議案案内図は15ページでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。

渋谷委員長。

渋谷委員長 議案第23号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、3件であります。

本案につきましては、審議に先立ちまして現地調査を行っております。

最初に1番であります。申請地は先ほどの3条許可申請の西に位置し、現在の状況につきましては、議案案内図の2ページにありますとおり、昭和35年から倉庫として使用しており、現在に至っているということでございます。

今回の申請書の提出にあたっては、「平成元年10月に撮影された航空写真」が添付されておりました。

次に2番であります。申請地は昭和62年から駐車場及び物置として使用しており、現在に至っているということでございます。

今回の申請書の提出にあたっては、「平成元年10月に撮影された航空写真」と「固定資産評価証明」が添付されておりました。

次に3番であります。現地の状況につきましては、議案案内図15ページにありますとおり、母屋が建てられている宅地に通じる道路と庭の一部として一体的に利用されておりました。現況としては、昭和38年に住宅を建築し、現在に至っているということでございます。

今回の申請書の提出にあたっては、「平成元年に撮影された航空写真」が添付されておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、全会一致をもってそれぞれ証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第23号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第24号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長。

吉田次長 議案書12ページでございます。

議案第24号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規定に基づく証明願を次のとおりとする。

平成22年5月24日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の証明願は、1件でございます。

はじめに、申請地につきましては、流山市鱈ヶ崎の畑、1筆で512㎡でございます。

買取り申出事由の生じた方は、申請者の夫でございまして、買取り申出事由が生じた日につきましては、平成20年8月11日でございます。議案案内図につきましては16ページでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を

求めます。

渋谷委員長。

渋谷委員長 議案第24号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」、御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請者からのヒアリングを行っております。

まず、申請地の状況ですが、現地では、ミニ農園として野菜類が作付けされておりました。

申請理由でございますが、今まで夫が主となり農業を行っていましたが、平成20年8月に81歳で亡くなられたものであります。

現在は、相続を受けた83歳の申請者と60歳の長女の二人で耕作を行っているということでありました。

申請地の周辺は宅地化が進み、今まで生産緑地として耕作を続けてきたものではありませんが、今後は高齢化により、今までのように、耕作を続けていくことが困難になったというものであります。

最後に、今後の土地の利用計画についてもお聞きいたしました。多額の相続税の支払いをしなければならぬため売却し、この資金を充てて行きたいとのことでありました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第24号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第25号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長。

吉田次長 議案書 13 ページでございます。

議案第 25 号

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条の規定による諮問が下記のとおり
あったので、意見を求める。

平成 22 年 5 月 24 日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）

別紙のとおり

本案につきましては、昨年農地法が改正されました。それに伴いまして関連法案でございます農業経営基盤強化促進法につきましても改正が行われたところでございます。

農地法の中では一番大きな改正点といたしましては、一般法人の農業への参入等がございました。

農業経営基盤強化促進法につきましても、それに伴いまして必要な改正が行われております。また、新たな制度が取り入れられてございます。大きな 3 つの要点が、今回の改正の主な点についてですが、皆様のお手元の方にこの A 4 の縦型の資料が配布されているかと存じますが、そちらを御覧いただき、説明させていただきたいと思っております。

今回、法律の一部改正に伴いまして、3 つの大きな変更点等がございました。

まず、1 番といたしまして、農地利用集積円滑化事業による面的集積でございます。改正のポイントといたしましては、全国の市町村において、地域内の農地を一括して引き受けて、まとまった形で担い手に再配分を行う仕組みが創設されました。

このねらいといたしましては、農地所有者にとりましては、自ら貸付先を探す必要もなく、安心して農地を任せられるということが 1 点ございます。また、担い手にとっては、多数の農地所有者と交渉する必要もなく、バラバラになっている農地を面的にまとめることによって、効率的な農作業が可能となり生産性が向上するということをねらいとしております。

これにつきましては、農地利用集積円滑化団体、市とか J A さんとかこういったところで円滑化団体を作ることができる、その円滑化団体ができましたならば土地を貸していいという方につきましては、その団体に土地を貸し付けることの委任をすることができます。その委任をもって円滑化団体が借り手を探して集積を行えると、そういう形になりますので、地主さん本人が借り手を探さずに済むという利点があるものでございます。

次に、4ページの農用地利用集積計画の策定の円滑化というところを御覧いただきたいと思います。

改正の2点目でございます。改正のポイントといたしましては、共有農地に係る農用地利用集積計画による利用権設定は、共有持ち分の2分の1を超える同意で行えるようになりました。

これによりまして、農地の相続に伴い、共有名義の農地が増加傾向にあり、このような農地について農用地利用集積計画による利用権設定を容易にし、農地の貸借を行いやすくするというねらいがございます。

これにつきましては、今までは例えば兄弟とか親子とか共有持ち分で持っている農地については、共有者全員の同意が必要でございました。今回の改正によりまして、共有名義の農地である場合でも2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意が得られた場合は、貸付を行えることができるということでございます。

次に5ページを御覧いただきたいと思います。

改正点の3点目でございます。特定農業法人の範囲拡大についてでございます。改正のポイントでございますが、農業生産法人以外の法人も特定農業法人として定めることができるようになりました。

これは改正農地法で、農業生産法人以外の法人、つまり一般の法人も農地法で貸借に限っては農地を借り入れることができるようになりました。関連法案の農業経営基盤強化促進法につきましても、これに合わせ、一般の法人でも貸し借りができるように検討されたものでございます。

改正のねらいといたしましては、農地の引き受け手として農業生産法人以外の法人も位置付けられるようになりますので、農地の需要の拡大が図られると期待されているところでございます。

以上の3点が今回の大きな改正点でございます。

それでこの基本構想につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づきまして各種事業を行う際には、農業経営基盤強化促進法に基づきまして県が基本方針を定めております。3ページを御覧いただきたいと思います。

都道府県基本方針・市町村基本構想を見直しをする必要が法律改正により生じました。これによりまして、県の基本方針の変更が3月に行われました。これを受けまして流山市も基本構想を変更していこうというものでございます。この変更にあたりましては、県から示されました変更のモデル案に従いまして今回の流山市の基本構想が案として作成されております。

以上が主な改正点でございまして、お手元の方にその改正の案についての資料がA4の縦長で、これが改正案でございます。また、合わせてA4の横

型の新旧対照表がございます。これにつきましては従来の基本構想から今回新たに変更となります新旧対照表でございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、担当委員長の報告を求めます。

総合農政検討委員会、戸部委員長。

戸部委員長 議案第25号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」、本案に関する総合農政検討委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

本案につきましては、総合農政検討委員会を、本日、午後1時30分から、委員多数の御出席をいただき開催し審議いたしました。

本案につきましては、農用地利用集積事業に関連する「農業経営基盤強化促進法」が、農地法とともに一部改正され、昨年12月15日に施行されたところがございます。これによりまして、この法に基づき千葉県が策定しておりました、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の変更が必要となりましたが、ここで新たな県の基本方針が、本年3月3日に決定されたとのことであります。これを受けまして、本市におきましても、県の基本方針に基づき策定しておりました基本構想の一部変更が必要となつてものでありまして、今回、この変更手続きの一環として、農業委員会に諮問があったものであります。

変更となつた主な点につきましては、事務局から説明があつたとおりであります。

また、本案は法的な手続のひとつとして行うものでありまして、その内容も法律の改正によって県が新たに策定した基本方針に沿つて変更をするものであります。

このことから、本案について採決しましたところ、全会一致をもって原案のとおり承認相当とすることに決定いたしました。

以上で、総合農政検討委員会における審議の経過と結果についての報告を終わらせていただきます。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑お持ちの方いらっしゃいますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第25号については、原案のとおり決定いたしました。

高市議長 次に、報告第14号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告求めます。

吉田次長。

吉田次長 議案書の14ページでございます。

報告第14号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

平成22年5月24日報告

流山市農業委員長 高市 正義

斡旋依頼がありました土地は流山市鱈ヶ崎の畑、1筆、512㎡でございます。

なお、平成22年6月30日を経過いたしますと、生産緑地の行為の制限が解除されることとなります。議案案内図は16ページでございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第15号「専決処理の報告について」報告を求めます。

吉田次長

吉田次長 それでは議案書の15ページでございます。

報告第15号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年5月24日報告

流山市農業委員長 高市 正義

最初に、1番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

これは先月の4月分でございます。全部で2件の届出がございました。

いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳といたしましては、住宅用地が2件ございました。

以上、2件、4筆、708㎡、地目別の内訳といたしましては、田、2筆、122㎡、畑、2筆、586㎡でございます。

次に議案書の16ページをお開きください。

2番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、こちら4月分でございます、全部で7件の届出がございました。

内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳といたしましては、売買が6件、使用貸借が1件ございました。

また、転用目的別では、住宅用地が7件ございました。

以上、7件、19筆、7,055.34㎡、内訳は田が7筆4,394.34㎡、畑が12筆、2,661㎡でございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第16号「総合農政検討委員会の報告について」報告を求めます。

総合農政検討委員会、戸部委員長。

戸部委員長 報告第16号「総合農政検討委員会の報告について」御報告いたします。

総合農政検討委員会につきましては、先ほども御報告いたしましたとおり、本日、委員多数の御出席をいただき開催いたしました。

議題といたしましては、先ほど、議案第25号で御審議いただきました『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)について』と、『平成21年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について』そして、『平成22年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について』の3議案を審議いたしました。

はじめに、一点目の「市の基本構想の変更(案)」についてですが、これにつきましては、議案第25号で御報告いたしましたので、割愛させていただきます。

きます。

次に、二点目の「平成21年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」と三点目の『平成22年度の活動計画(案)』でございますが、これは、一昨年(2009年)の12月に農林水産省から、国内における食料供給力の強化等を図るための新たな農地政策の方向として「農地改革プラン」が公表され、また、昨年(2010年)の12月15日には、改正農地法が改正されたところであります。

これによりまして、その運用を担う農業委員会につきましても、農地を守るための活発な活動や各種法令事務の判断の適正化並びに、公平性の確保などが強く求められているところであります。

また、こうした中、国からは更に「農業委員会の適正な事務実施について」の通知が出されましたことによりまして、本市農業委員会におきましても、「農業委員会活動に関する目標及びその達成に向けた活動計画」を昨年(2010年)の6月に策定し、積極的な活動の実施に努めてきたところであります。

今回は、平成21年度が終了いたしましたので、「21年度の活動の点検・評価」と、本年度「22年度の活動計画」を作成し、6月末日までに国に報告をするものであります。

なお、国へ報告をする具体的な事項につきましては、お手元に配布させていただきました資料をご覧くださいと思いますが、まず、21年度の全体の評価としては、各委員の皆様のご尽力によりまして、法令事務等の適正な判断と公平性の確保、そして、本市委員会活動の活発化が図られたものと感じております。

また、22年度につきましても、新たな目標の達成に向けて本市委員会が一丸となってその達成にむけ、御努力をいただきたいと思っております。

なお、今後の予定であります、この案をホームページに掲載いたしまして、農業者等の意見の募集を行うことになっております。

従いまして、最終的な国への報告案につきましては、この意見等を踏まえまして、来月の総会に御提案させていただき国へ提出することとしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、総合農政検討委員会における審議の経過と結果についての報告を終わらせていただきます。

高市議長 ただいま報告がありました、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて

議了いたしました。

これをもって、平成22年第5回流山市農業委員会総会を終了いたします。

長時間の慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時21分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成22年5月24日

議 長 流山市農業委員会長 高市 正義

流山市農業委員 坂巻 忠志

流山市農業委員 中村 敏則